

スポーツ庁政策課
学校体育室長 塩川 達大様

5 日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 齋藤 亮

「運動部活動に関する意見照会」に関する日高教意見

10 今回、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成されているところであるが、高校、中等教育学校、特別支援学校の教育に携わる者として、ご留意いただきたい点について下記のとおり申し述べたい。

記

15 ①運動部活動の適切な運営に向けた、活動時間や休養日の設定

現状の活動内容を(縮小する方向で)整理しながら、活動時間の総量規制(月に活動できる日数や合計時間を設定し、その枠の中で活動する)をおこなうべきである。

20 ○学校現場においては、休養日の設定(週1日)について、各県において通知がだされているが徹底されていない状況にある。そのため、休養日の徹底について再度通知等を発出するなど実効性があるものとする必要がある。また、活動時間(最終下校時刻)についても守られない状況にある。

25 ○各種大会・交流合宿などにより、休養日を設定しても実行することが物理的に困難な事例が多く見受けられる。各種大会・交流合宿などの絞り込みを行いながらでないと、休養日等を設定しても実効性が伴わないことになると考える。

30 ○部活動の運営については教育者として勝利至上主義に陥らないよう明記すると共に保護者会対応などの圧力によって前述に拍車をかける傾向にあるため保護者会、OB会などの酒席の参加について自粛する旨の文言が必要である。(文言があれば保護者と生徒間のトラブルや不祥事の不安も軽減する。当然、他の役割で参加することを妨げるものではない)

35 学校現場の意見

- ・3号業務以外の部活動実施日について、振替休日や時間休取得ができず、まったく休めない。改善できないか。
- ・大会や練習試合の翌日は休養日やミーティング(反省会)とし活動は行わない取り組みをしている。

40

②顧問の在り方

5 教職員は希望する者だけが部活動顧問になるべきである。また、通常、部活動を持たない職員(養護教諭・学校事務職員・現業職員など)についても希望すれば部活動顧問になれるよう制度を整え、周知する必要がある。さらに、学校以外で働く公務員で部活動顧問になることを希望する者が、スムーズに部活動指導員を兼業できるよう制度の構築や周知を図られたい。

10 ○このままの状況で推移すると、部活動が「(あ) 専門的知識を持った顧問が指導する部活動」「(い) 専門的知識を持った部活動指導員が指導する部活動」「(う) 専門的知識を持たない顧問が指導する部活動」に3極化が懸念される。部活動指導員の配置を希望しながら配置が叶わない(う)のケースに対する対策(指導者がいない部活動は活動しないことや、部活動指導員配置のための十分な予算確保など)が必要である。

15 ○現在学校に勤務する「養護教員」「現業職員」「学校事務職員」等においても、部活動の顧問が可能であることを積極的に周知することを検討が必要である。それらの職種のなかには、部活動に関する専門的知識を持ち、事務職員だが部活動の指導を行っている職員もいる。(休日の指導手当は PTA 会計から支出していたようだ)。学校に勤務する教職員を活用することも検討する必要があるのではないか。

20 ○さらに、近隣の特別支援学校の教員、小中学校の教員も顧問として携わることができるような方策も検討すべきである。特に特別支援学校の教員のなかには、専門的知識を持ち、部活動指導に対して意欲がある人材も存在する。

25 学校現場の意見

- ・顧問を複数体制にし、顧問間で週末の練習のうち、必ず休める体制をつくるべき。
- ・連合チームが増加している小規模校では、顧問数が多いので、学校間での調整も必要である。
- ・専門性を重視する傾向ならば、部活動指導員の早急な育成を求める。
- 30 ・中学校と高校間の連携についても検討してほしい。
- ・生徒の自主的活動について強調し、安全管理上常に引率しなければならない負担を軽減させる

35

40

③部活動指導員の活用等教育委員会や学校（長）における方策

教育委員会の方策

5 部活動指導員については、地域と連携し、部活動指導員の確保に努めるとともに、実効性のある研修制度の創設や適切な任免制度、任期設定をする。

学校長の方策

10 活動時間や休養日が守られるよう、校内を巡視するなど実効性を持たせる方策が求められる。また、校長のリーダーシップのもと、校内の部活動を再編し、部の数を減らす必要がある。

教育委員会の方策

15 ○部活動指導員に対する実効性ある研修制度を設けてもらいたい。例えば、部活動指導員となるためには、1年に1度、研修を行う。研修内容としては、安全確保に関する観点、競技指導に関する観点や学校教育に関する観点などが必要である。

○また、不適格な部活動指導員を解任する制度など任免制度をしっかりと規程した方がよい。部活動の外部指導者と生徒とのトラブルがあり、部活動経営が混乱した事例もある。

20 ○任用については、必ず学校長と関連教職員との面接を行い任用を行うなど任用制度を設ける。期間については、例えば原則1年として、1年ごとの更新とする。更新については、あまり長期間指導すると「ドン」の様になり、次の顧問になる教職員や部活動指導員が携わることが困難となることも懸念されることがあるため、上限を設けた方がよい。

学校(長)の方策

25 ○地方においては特に、生徒数が減少し学校の規模が小さくなる現状がある。その場合、複数の部活動顧問を兼務することになり、活動の安全性や持続可能性に問題が生じている。学校規模にあった部活動数になるよう部の数を減らすような再編が必要である。また、校長の取り組みを後押しするような取り組みが教育委員会に求められている。

30 ○①に関わることであるが、部活動の適切な活動時間や休養日を実効あるものにするために学校長（副校長・教頭も含む）は校内を巡視し、部活動を環境づくりを率先して行なう必要がある。

学校現場の意見

35 ・学校長（副校長・教頭も含む）は試験期間中の部活動について、制限を作っているが、顧問任せが多い。校内を巡視し、試験に向かう環境づくりを率先して行ってほしい。

④学校体育大会（運動部活動として参加する競技大会）の在り方

大会の規模や数については、学校現場でも大きく意見が分かれている問題である。現在の規模を維持する場合においても、部活動顧問引率の必要性について精査をする必要がある。（必ずしも部顧問の引率がすべての大会で必要なのか？）

また、高体連が主催しない大会でも、主として運営しているのは高校の部活動顧問であるケースが非常に多い。高校の部活動顧問の負担が看過できないほど加重になっており、改善が必要である。

- 10 ○高体連・国体関係（総体）、連盟（高野連等）主催以外の、協会主催の大会での教員の引率が非常に多い。教員の引率が絶対に必要な場合とそうでない大会（保護者のみでも引率可能）などの線引きが必要と考える。

- 今後、少子化の進行により、競技団体によっては単独チームのチーム編成が困難となるものが増加することが予想される。各競技団体においても柔軟なチーム編成を認めるなどの対応が求められる。

学校現場の意見

- ・生徒の進学に影響するため、大会の数を減らすことは適切ではない。
- 20 ・審判など運営での参加（中学総体など）について、義務教育との連携をはかる場合など、年休取得ではなく職専免・出張を適用できるようにすべきである。
- ・高体連や競技団体がそれぞれの立場で競技力強化を図るため、全国大会に出場するような部活動になると、毎週末に競技力強化を目的とした大会や合宿が入り、全く休めなくなってしまう。その部の競技を経験したことも指導したことも無いのに、第2顧問になったばかりに全く休みが無い状態だ。大会や合宿を減らしてほしい。
 - ・中体連や各種競技団体の大きな大会運営（陸上だと駅伝大会など）は、高校の部顧問（教員）の運営補助を前提として行われている。教職員の働き方の観点で考えると改善が必要である。

30

35

40

⑤その他運動部活動の運営に関する課題

○現場の反応としては、自分自身が専門的知識を持っていて部活指導を行っている方は、「部活動指導員は不要」と考えている方が多い。しかし、専門的知識が無く、部活動顧問
5 を任されている教員の中には、指導方法を教えてもらいたい、という需要もある。その意味でも高校における部活動指導員の配置についても国の予算が必要である。

○また、特別支援学校高等部においても部活動を行っている学校もある。そのなかには、専門的知識が無く、部活動指導員の配置を求める声もあるため、特別支援学校にも部活動
10 指導員の配置についても国の予算が必要である。

○従来の部活動では無く、特定の競技にとらわれない運動部活動も提案するべきである。
例「マルチスポーツ部(仮称)」

体作りやスポーツを楽しむことを目的とした活動。週3回程度の活動で様々な競技種目
15 に取り組む(保健体育の課外授業のようなイメージ)。原則として大会等には参加しない。

参考事例 A県B高校の例

グラウンド・体育館等多数の部が同時に活動している場合、複数が副顧問を
兼ねるようにすれば、他の仕事や会議をおいて指導するなどの負担が軽減する。
20 他校でも、以下を例に、副顧問のあり方について柔軟な対応をしていただけるよう求める。

(例)	サッカー	ソフトボール	野 球	テニス	ラグビー
A 教諭	◎主	副 (月)	副 (月)	副 (月)	副 (月)
B 教諭	副 (火)	◎主	副 (火)	副 (火)	副 (火)
25 C 教諭	副 (水)	副 (水)	◎主	副 (水)	副 (水)
D 教諭	副 (木)	副 (木)	副 (木)	◎主	副 (木)
E 教諭	副 (金)	副 (金)	副 (金)	副 (金)	◎主

● A 教諭はサッカー部主顧問であると同時に他のソフトボール部・野球部・テニス部の
30 副顧問を兼ね、主顧問がグラウンドに不在の場合のみ、副顧問の任に当たる。

●副顧問の業務は

- ①部活動開始時に生徒から「よろしくお願いします」の挨拶を受け、特別な事情がある場合指示をすること。
- 35 ②部活動終了時に生徒から「お世話になりました」の挨拶を受け、怪我や事故の確認を行う。
- ③雷発生時等の天候悪化の際の活動中断の指示。
- ④活動中の事故発生時の対応。